

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月2日

香 川 県 教 育 委 員 会

## 香川県教育委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年香川県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</u></p> <p>ア <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>イ <u>当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第6条 条例第24条の3第2項に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間</p> <p>(2) <u>育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）</u>、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間については、その2分の1の期間</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合に</p>

- (1) 略
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(第6条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間
- (3)～(11) 略

において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 第2条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)、大学院修学休業職員、自己啓発等休業職員又は配偶者同行休業職員として在職した期間
- (3)～(11) 略

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。